

一般社団法人日本フロアボール連盟

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という。)におけるコンプライアンスの推進を図るために必要な事項を定め、もって本連盟の社会的信用及び業務運営の公平・公正性の確保に資することを目的とし、同時に公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づく本協会におけるコンプライアンスの遵守を目的とする通報者の保護、コンプライアンスの遵守を目的とする通報の処理その他必要な事項を定める。

(定義及び適用範囲)

第2条 本規程において連盟員とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 本連盟又は本連盟の加入団体の会長、副会長、理事、監事、顧問等その他役職、社員、正会員、委員又は部員(以下「役員等」という)
- (2) 本連盟又は本連盟の加入団体の職員
- (3) 本連盟に登録した指導者・審判員又はスタッフ
- (4) 本連盟に登録した競技者
- (5) 本連盟に登録したチーム
- (6) 本連盟に登録した競技役員

2. 本規程においてコンプライアンスとは、本連盟の連盟員が業務遂行において法令及び本連盟の倫理規程その他の諸規程等を遵守し、高い倫理観に基づき良識をもって行動することをいう。

(連盟員の責務)

第3条 連盟員は、本連盟におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、本連盟の理念並びに目的に基づき、公平かつ公正な職務遂行又は競技活動に努めなければならない。

(管理者等の責務)

第4条 本連盟の業務又は競技活動において管理又は指導する立場にある者は、自己の管理又は指導する部門・部署・大会・チームにおいて、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(コンプライアンス部会)

第5条 本連盟におけるコンプライアンス体制の推進を図り、公平公正な職務の遂行を確保するため、コンプライアンス部会(以下「部会」という。)を置く。

(部会の任務)

第6条 部会の任務は、次の各号に掲げる事項とし、総務委員会の承認を得て実施する。

- (1) コンプライアンスの推進に関する基本方針の策定
- (2) コンプライアンスに係る啓発及び教育研修
- (3) コンプライアンスに反する事案の把握及び再発防止策の策定と実施
- (4) リスク管理に関する事項
- (5) その他コンプライアンスの推進及びリスク管理に関する必要な事項

(リスク管理)

- 第7条 部会は、本連盟におけるリスク管理としてリスクの事前評価、予防及びリスクが現実化した場合の緊急時及びその後の対応をあらかじめ検討し、本連盟の連盟員全体でリスクを軽減化する取り組みを推進し、本連盟に対する社会的信用を保つよう努めなければならない。
2. 連盟員は、部会の任務を尊重し、前項の活動に協力しなければならない。

(コンプライアンス通報)

- 第8条 コンプライアンスに関する通報は、法令若しくは本連盟の規則・規程等に違反し若しくは違反するおそれのある行為、又は本連盟若しくは連盟員等の社会的信用を失わせ若しくは失わせるおそれのある行為がある場合に、これを発見した連盟員が行うことができる。
2. 通報の方法、窓口、及び対応の流れは、「一般社団法人日本フロアボール連盟通報窓口設置規程」に記載するものとする。
3. 連盟員は、他人の誹謗中傷その他不正な目的の通報や通報に関する相談、及び虚偽の通報や相談等の本規程第1条に定める目的外の不正な通報を行ってはならない。

(通報窓口)

- 第9条 本連盟におけるコンプライアンスに関する通報及び相談に対応するため、通報窓口を本連盟事務局内に設置する。

(通報対応体制の周知、運用の確認及び報告)

- 第10条 部会は、通報窓口、コンプライアンス通報及びコンプライアンス通報に関する相談の方法その他必要な事項を連盟員に周知する。
2. 部会は、コンプライアンス通報及び相談への対応状況並びに事案の処理状況等について定期的に確認し、役員会に報告する。

(コンプライアンス通報への対応)

- 第11条 事務局は、通報窓口においてコンプライアンス通報を受けたときは、速やかにコンプライアンス部会に報告するものとする。
2. 事務局は、コンプライアンス通報の内容について、倫理規程第3条の規律違反行為に該当するおそれがあり、かつ、事実の調査を行う必要があると思料するときは、当該通報者に対し、同規程第8条第1項の事実調査請求を案内するものとする。
3. 通報窓口の職員以外の本連盟の役員又は職員が、コンプライアンス通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、又は当該通報者に対し通報窓口にコンプライアンス通報するように助言しなければならない。

(関係者の守秘義務)

- 第12条 部会、事務局その他通報手続の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、通報手続の関係者でなくなった後も、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

- 第13条 本連盟は、コンプライアンス通報又はその通報に関する相談をしたことを理由として、当該コンプライアンス通報又はその通報に関する相談をした者及び調査に協力した者に対しいかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

(変更)

第14条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。